

1-10

賃金に変動があったとき（随時改定）

『被保険者報酬月額変更届』

被保険者の標準報酬は、資格取得時の決定や、毎年7月に行う定時決定(算定基礎届)によって決められます。しかし、この方法だけでは昇給や降給があった場合、すでに決められた標準報酬と被保険者が実際に受ける報酬の額との間に差が生じ、保険料や給付金の基礎とするには不十分です。そこで、昇給や降給があったときで、下記の3つの要件にすべて該当したときは、昇給や降給があつて実際に変更になった給与が支払われた月から連続して3ヵ月分の給与の合計額の月平均額を算出し、昇給や降給があつてから4ヵ月目に『被保険者報酬月額変更届』で標準報酬の随時改定を行います。

《随時改定の対象となる場合の3つの要件》

- ① 固定的賃金、または、賃金(給与)体系の変更があること。
- ② 報酬支払基礎日数が対象になる3ヵ月とも17日(特定適用事業所等に勤務する短時間労働者は11日)以上であること。
- ③ 対象になる3ヵ月分平均報酬月額による標準報酬月額が、従来の標準報酬月額と比べて2等級以上の差※が生じていること。

※ここでいう2等級以上の差とは、昇給のあつたときには2等級以上高くなること、降給があつたときには2等級以上低くなることを意味しています。昇給があつたが、残業手当金等の非固定的賃金が減つたため結果的には、2等級以上低くなる場合などは該当しません。(下図参照)

固定的賃金	↑	↑	↓	↓	↑	↓
非固定的賃金	↑	↓	↓	↑	↓	↑
報酬月平均額	↑	↑	↓	↓	↓	↑
改定の有無	有	有	有	有	無	無

(↑…増額、↓…減額)

※ただし、以下の4つのケースの場合は1等級差であっても随時改定の対象となります。

標準報酬月額等級が

- (1)第2級である人の平均報酬月額が53,000円未満になった場合(第2級から第1級へ)
- (2)第1級の人(平均報酬月額が53,000円未満の場合に限る)の平均報酬月額が第2級に該当した場合(第1級から第2級へ)
- (3)第49級の人(平均報酬月額が1,415,000円以上になった場合(第49級から50級へ))
- (4)第50級の人(平均報酬月額が1,415,000円以上の場合に限る)の平均報酬月額が第49級に該当した場合(第50級から第49級へ)

(1)提出期限

○昇給や降給があつてから4ヵ月目にすみやかに

(2)添付書類

○なし。電子媒体(CD・DVD)で提出の際と、備考欄に月額変更になった事由を入力しなかったときは「変動理由書」。

従前月額と決定月額の間10万円の差があるときは「急激な変動理由書」。

1. 適用関係

(3) 固定的賃金と非固定的賃金

固定的賃金	非固定的賃金
基本給(月給、週給、日給)、家族手当、役付手当、通勤手当、住宅手当、基礎単価 等	残業手当、宿日直手当、皆勤手当、能率手当 等

※ 稼働や能率に関係なく一定額(率) ※ 稼働実績などによって支給されるものが継続して支給されるもの

記入上のポイント 紙で提出の場合、備考欄に昇給、降給した理由を記入してください。

1. 適用関係


被保険者報酬月額変更届

様式コード
2 | 2 | 2 | 1

健康保険
厚生年金保険

被保険者報酬月額変更届

厚生年金保険 70歳以上被用者月額変更届



令和 年 月 日提出

事業所整理記号: 100 3桁または4桁の記号を記入

事業所所在地: 〒359-0037 埼玉県所沢市くすのき台1-11-1

事業所名称: ○○○株式会社

事業主氏名: 代表取締役社長 ○○ ○○

電話番号: ○○ (○○○○) ○○○○

受付印

社会保険労務士記載欄
氏名等

項目名	① 被保険者整理番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 改定年月		⑦ 個人番号[基礎年金番号] ※70歳以上被用者の場合のみ		
	⑤ 従前の標準報酬月額	⑥ 従前改定月報酬月額	⑦ 昇(降)給	⑧ 選及支払額	⑨ 給与支給月	⑩ 給与計算の基礎日数	⑪ 通貨によるもの額	⑫ 現物によるもの額	⑬ 合計(⑪+⑫)	⑭ 備考	
1	① 12345	② 西武 太郎	③ 5-311115	④ 3 年 1 月	⑦ 昇(降)給 10	⑧ 選及支払額	⑨ 10月 30日	⑩ 1,430,000	⑪ 0	⑬ 1,430,000	⑭ 1,390 1. 70歳以上被用者月額変更 2. 二以上勤務 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) 4. 昇給・降給の理由 (役員報酬の増)
	⑨ 11月 31日	⑩ 1,430,000	⑪ 0	⑬ 1,430,000	⑭ 1,430,000						
	⑨ 12月 30日	⑩ 1,430,000	⑪ 0	⑬ 1,430,000	⑭ 1,430,000						
	⑩ 平均額	⑪ 修正平均額									
2	① 12346	② 西武 鉄子	③ 5-450928	④ 3 年 1 月	⑦ 昇(降)給 10	⑧ 選及支払額	⑨ 10月 30日	⑩ 252,000	⑪ 0	⑬ 234,000	⑭ 240 1. 70歳以上被用者月額変更 2. 二以上勤務 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) 4. 昇給・降給の理由 (家族手当増)
	⑨ 11月 31日	⑩ 234,000	⑪ 0	⑬ 234,000	⑭ 240,000						
	⑨ 12月 30日	⑩ 234,000	⑪ 0	⑬ 234,000	⑭ 234,000						
	⑩ 平均額	⑪ 修正平均額									
3	① 12347	② 健保 一郎	③ 5-600823	④ 3 年 1 月	⑦ 昇(降)給 10	⑧ 選及支払額	⑨ 10月 30日	⑩ 214,000	⑪ 0	⑬ 214,000	⑭ 220 1. 70歳以上被用者月額変更 2. 二以上勤務 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) 4. 昇給・降給の理由 (通勤手当、時間外手当減)
	⑨ 11月 31日	⑩ 222,000	⑪ 0	⑬ 222,000	⑭ 217,000						
	⑨ 12月 30日	⑩ 215,000	⑪ 0	⑬ 215,000	⑭ 215,000						
	⑩ 平均額	⑪ 修正平均額									
4	①	②	③	④	⑦ 昇(降)給	⑧ 選及支払額	⑨ 支給月 日数	⑩	⑪	⑬	⑭
	⑨	⑩	⑪	⑬	⑭						
	⑨	⑩	⑪	⑬	⑭						
	⑩	⑪									
5	①	②	③	④	⑦ 昇(降)給	⑧ 選及支払額	⑨ 支給月 日数	⑩	⑪	⑬	⑭
	⑨	⑩	⑪	⑬	⑭						
	⑨	⑩	⑪	⑬	⑭						
	⑩	⑪									

※ ⑨支給月とは、給与の対象となった計算月ではなく実際に給与の支払いを行った月となります。

1. 適用関係

この届書は、固定的賃金の変動により、報酬に大幅な変動があった場合にご提出いただくものです。

- ・月額変更となるのは、以下のすべてに該当した場合となります。
昇給・降給等により固定的賃金に変動があった場合（日給から月給など賃金体系の変更の場合を含む）
固定的賃金に変動があった月以降3カ月すべての「⑩給与計算の基礎日数」が17日以上ある場合
（特定適用事業所等における「短時間労働者」の場合は11日以上）
改定後の標準報酬月額と改定前の標準報酬月額に2等級以上の差が生じている場合

記入方法

提出者記入欄

：事業所整理記号は下図を参照し、事業所の記号をご記入ください。

事業所 整理記号					-	1	0	0
-------------	--	--	--	--	---	---	---	---

①被保険者整理番号

：資格取得時に払い出しされた被保険者証の番号を、必ずご記入ください。

③生年月日

：該当する元号の番号と、年月日を下図のようにご記入ください。

【元号】 1. 明治 3. 大正 5. 昭和
 7. 平成 9. 令和

【記入例】 昭和63年5月3日の場合

③
5-630503

④改定年月

：標準報酬月額が改定される年月をご記入ください。変動後の賃金を支払った月から4カ月目となります。

⑤従前の標準報酬月額

：現在の標準報酬月額を千円単位でご記入ください。

⑥従前改定月

：「⑤従前の標準報酬月額」が適用された年月をご記入ください。

⑦昇(降)給

：昇給または降給のあった月の支払月を記入し、該当する昇給または降給の区分を○で囲んでください。

⑧遡及支払額

：遡及分の支払があった月と支払われた遡及差額分をご記入ください。

⑨給与支払月

：変動後の賃金を支払った月から3カ月をご記入ください。

⑩給与計算の基礎日数

：月給・週給者は暦日数、日給・時給者は出勤日数等、報酬(給与)支払の基礎となった日数をご記入ください。

月給・週給者で欠勤日数分の給与を差し引く場合は、就業規則等で定められた日数から欠勤日数を除いてご記入ください。

※基礎日数は給与支払日ではありませんので、ご注意ください。

⑪通貨によるものの額

：給料・手当等、名称を問わず労働の対償として金銭(通貨)で支払われるすべての合計金額をご記入ください。

※昇給がさかのぼったためその差額が支給された場合は、その差額も含めて記入し「⑧遡及支払額」に支給月と差額をご記入ください。

1. 適用関係

- ⑫現物によるものの額 : 報酬のうち食事・住宅・被服・定期券等、金銭(通貨)以外で支払われるものについてご記入ください。
現物によるものの額は、厚生労働大臣によって定められた額(食事・住宅については都道府県ごとに定められた価額、その他被服等は時価により算定した額)をご記入ください。(健康保険組合の場合、別途規約により定めがある場合があります。)
- ⑬合計 : 「⑪通貨」と「⑫現物」の合計額をご記入ください。
- ⑭総計 : 3カ月間の「⑬合計」を総計してください。
- ⑮平均額 : 「⑭総計」の金額を3で除して平均額を算出し、1円未満を切り捨ててください。
- ⑯修正平均額 : 昇給がさかのぼったため対象月中に差額分が含まれている場合は、差額分を除いた平均額をご記入ください。
- ⑰個人番号 : 記入不要です。
- ⑱備考 : 右上に決定月額をご記入ください。
「2. 二以上勤務」は、被保険者(70歳以上被用者)が2カ所以上の適用事業所で勤務している場合に○で囲んでください。
「3. 短時間労働者」に該当する場合は、○で囲んでください。
「4. 昇給・降給の理由」には、基本給の変更・家族手当の支給等、昇給・降給となった具体的な理由をご記入ください。
「5. 健康保険のみ月額変更」は今まで健康保険に加入していた被保険者が、70歳到達時の契約変更等の理由により健康保険のみ月額変更となる場合(70歳以上被用者月額変更には該当しないケース)に○で囲んでください。
以下に該当する場合は、「6. その他」を○で囲み、()内にその内容をご記入ください。
・月額変更の対象となる給与支給月に被保険者区分の変更があった場合 ⇒ (例: 10月に短時間労働者へ区分変更の場合、「10/1→短時間労働者」と記入)

お知らせ

- ・ 固定的賃金とは、支給額や支給率が決まっているもの(基本給・家族手当・住宅手当等)のことです。残業手当等は非固定的賃金のため、時間の増減に伴う残業手当の変動のみでは月額変更の対象とはなりません。
- ・ 改定前の標準報酬月額と比較して2等級以上の差が生じる場合でも、固定的賃金が上がったが残業手当等の非固定的賃金の減少により2等級以上下がった場合、固定的賃金は下がったが非固定的賃金の増加により2等級以上上がった場合等は、月額変更の対象とはなりません。
- ・ 「短時間労働者」とは、1週間の所定労働時間または1カ月の所定労働日数が正社員の4分の3未満の者のうち、週20時間以上勤務する者であって、国又は地方公共団体等に属する事業所及び被保険者数が常時501人以上の規模である企業や申出により適用対象となった事業所(特定適用事業所)に使用されていること等、一定の条件を満たした者をいいます。